

重要事項説明書

I 豊明第二老人保健施設のご案内 (令和8年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人 清水会 豊明第二老人保健施設
- ・開設年月日 平成7年4月5日
- ・所在地 愛知県豊明市杣掛町城塚1番地
- ・TEL (0562) 95-2110 (代表)
- ・FAX (0562) 95-2207
- ・管理者名 施設長 松浦 昭
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2354880011号)

(2) 豊明第二老人保健施設の目的と運営方針

豊明第二老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。さらに、施設入所から家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[豊明第二老人保健施設の運営方針]

- ・リハビリテーション、レクリエーションなどを効果的に実施できるよう留意し、一日でも早く利用者の方が、自立した生活を送れるように配慮していきます。
- ・利用者の方の健康管理に十分留意し、必要があれば医療機関の受診等を速やかに行うよう努めます。
- ・日々提供されているサービスをつねに検討し、適切であるかを確認していくよう努めます。
- ・設備や備品などを利用者の方に合うように整備し、快適に過ごしていただけるよう努めます。
- ・地域が一体となって、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護・通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションなど、様々なサービスを提供できるよう、近隣関係機関との連携に努めます。
- ・サービスの利用料金が適切に設定されているか常に確認し、適正価格の維持に努めます。

(3) 施設の職員体制

医師	1. 5名以上（常勤換算）
薬剤師	0. 5名以上（常勤換算）
看護職員	16名以上（常勤換算）
介護職員	35名以上（常勤換算）
通所リハビリテーション （介護又は理学療法士又は作業療法士）	1名以上（常勤換算）
支援相談員	1. 5名以上（常勤換算）
理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士	1. 5名以上（常勤換算）
管理栄養士又は栄養士	1名以上
介護支援専門員	2名以上
調理員	（委託）
事務員	4名以上
輸送員	2名以上

(4) 入所定員 150名（短期入所・介護予防短期入所を含む）

・ 療養室 個室 10室、4人室 35室

(5) 通所定員 10名

・ 1階デイルーム・リハビリ室・食堂など

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ④ 通所リハビリテーション計画の立案
- ⑤ 介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ⑥ 食事（食事は原則として各階食堂でおとりいただきます。）

朝食 7時30分

昼食 11時30分

夕食 17時30分

- ⑦ 入浴（一般浴室のほか入浴に介助を要する利用者には特殊浴室で対応します。）

入所の場合 週に原則2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭や医師の判断で中止となる場合があります。

通所の場合 希望される方のみ。ただし、熱37.5℃以上並びに高血圧、低血圧、不整脈など利用者の身体の状態に応じて医師の判断で中止となる場合があります。

- ⑧ 医学的管理・看護
- ⑨ 介護
- ⑩ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑪ 相談援助サービス

⑫ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑬ 理容サービス（入所に限ります。）

予約制ですので、各階サービスステーションにお申し出ください。

⑭ 行政手続代行

⑮ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

利用料金表をご確認ください。

利用料は毎月10日頃に前月ご利用分の請求書を発送致します。その月の月末までにお支払いください。お支払いは、口座振替又は銀行振り込みとなります。

- ・ 振込先：三菱UFJ銀行 鳴海支店（普通）1556453
医療法人清水会 豊明第二老人保健施設 理事長 佐藤 貴久
（ご利用者の氏名でお振込みください。）

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
名 称 医療法人 清水会 相生山病院
住 所 名古屋市緑区藤塚三丁目2704番地
電 話 052（878）3711（代表）
- ・ 協力歯科医療機関
名 称 やなせ歯科医院
住 所 豊明市三崎町高鴨12-7
電 話 0562（93）0418（代表）

◇他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態、あるいは専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

◇緊急時の連絡先：

緊急の場合には、「緊急連絡先一覧」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みは原則としてご遠慮いただきます。
- ・ 面会は、新型コロナウイルス感染症対策等のため制限を設けることがあります。

- ・ 起床時間は午前 6 時、消灯時間は、午後 9 時です。
- ・ 入所中の外出及び外泊は、事前にお届けください。利用者の気分転換のためにも可能な範囲で実施をご検討ください。
- ・ 飲酒・喫煙は禁止します。
- ・ 火気及び危険物の持ち込みは禁止します。
- ・ 設備・備品は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じたときは、賠償していただくことがあります。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、施設の定めるところに従ってください。
- ・ 貴重品はお持ち込みにならないでください。現金は、預り金として事務所へお預けください。
- ・ 外泊又は外出時等の際、緊急やむを得ない場合を除き、他の医療機関での受診はできません。体調等に変化が生じた場合は、速やかに施設へご連絡ください。
- ・ 施設内での営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、金銭の貸し借り、賭博等違法行為、その他迷惑行為等は禁止します。
- ・ ペットの持ち込み及び飼育は禁止します。
- ・ その他、施設の定める規則等を遵守してください。

6. 非常災害時の対策

- ・ 非常時の対応
別途定める「豊明第二老人保健施設 消防計画」にのっとり対応を行います。
- ・ 平常時の訓練等
防災訓練 年 2 回
法定点検 年 2 回（業者委託）
- ・ 防災設備
スプリンクラー 消火器 避難階段 非常誘導灯 火災受信機
消防への非常通報装置 災害保存食 緊急救急カート(持出用) 等

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

電話 0562-95-2110（代表）

また、要望や苦情なども、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。その他、正面玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用ください。

なお、下記に苦情や相談等を申し出ることもできます。

- ・ 愛知県国民健康保険団体連合会
〒461-8532 名古屋市東区泉 1-6-5 052 (971) 4165
- ・ 豊明市役所健康福祉部長寿課介護保険係
〒470-1195 豊明市新田町子持松 1-1 0562 (92) 1261
- ・ 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課
〒460-0001 名古屋市中区丸の内 3-1-1 052 (972) 2592

- ・ 刈谷市役所福祉健康部長寿課介護保険企画・介護認定給付係
〒448-0842 刈谷市東陽町1-1 0566 (62) 1013
- ・ 東郷町役場高齢支援課介護保険係
〒470-0198 東郷町大字春木字羽根穴1 0561 (56) 0735
- ・ その他（利用者保険者）

市町村名 _____

連絡先 _____

8. 事故発生時の対応

当施設においてサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の市区町村及び関係各機関並びに利用者の家族又は身元引受人に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

9. 身体の拘束等について

当施設は原則として利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等、生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

10. 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、責任者を選定し次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・ 虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施します。
- ・ 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ・ 従業者が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ・ 虐待等が発生した場合は、迅速かつ適切に市町村へ報告します。

11. 個人情報の取扱い

施設内に掲示してある「個人情報保護方針」、「介護・診療情報の提供及び個人情報の保護に関するお知らせ」及び別紙「個人情報の利用目的」をご確認ください。

12. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご覧ください。

Ⅱ 各種サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス（入所）について

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、利用者や身元引受人等の希望を十分に取り入れ、計画の内容については同意をいただくようになります。入所者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、退所後生活する居宅を訪問し、在宅復帰、在宅療養の支援をいたします。また、主治医や居宅介護支援事業者等に対し必要な情報を提供し、退所にあたっての調整等、連携を図ります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）（短期入所）について

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、利用者や身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇通常の送迎の実施地域：

豊明市、東郷町、刈谷市、名古屋市緑区及び天白区

4. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（通所）について

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者や身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇通常の利用時間：

午前9時45分～午後4時10分（時間延長の場合はご相談ください。）

◇通常を送迎の実施地域：

豊明市、東郷町、刈谷市、名古屋市緑区及び天白区